



発行 新潟県
第 53 号
 平成30年7月10日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 765 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 766 保安林の指定予定（治山課）
- 767 保安林の指定予定（治山課）
- 768 保安林の指定予定（治山課）
- 769 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 770 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 771 土地改良区役員の住所の変更届（農地計画課）
- 772 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 773 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 774 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 775 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 776 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 777 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 778 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

毒物劇物取扱者試験の実施（医務薬事課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会規程

- 10 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第765号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成30年7月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	2者	中野屋敷添540番ほか8筆 2.0ha
新発田市	6者	宮古木上島23番ほか135筆 7.8ha
阿賀野市	2者	月崎宮浦147番ほか13筆 1.5ha
胎内市	1者	北成田中割680番 0.4ha
聖籠町	1者	蓮濁家ノ前1145番ほか3筆 0.3ha

新潟市	10者	秋葉区結中田832番ほか66筆 6.4ha
弥彦村	5者	麓矢川東296番ほか14筆 1.4ha
長岡市	6者	二日町五十刈305番ほか41筆 5.5ha
魚沼市	4者	吉水谷内1911番1ほか8筆 1.0ha
南魚沼市	1者	一村尾2938番 0.1ha
十日町市	4者	高島4052番ほか11筆 1.8ha
上越市	5者	上名柄八石39番ほか36筆 3.6ha
糸魚川市	9者	大平丸山向6557番ほか46筆 5.0ha
佐渡市	6者	下久知腰沖2244番1ほか44筆 5.9ha
合計	62者	439筆 42.8ha

2 申請年月日

平成30年6月29日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課

新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第766号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年7月10日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市片田字榊形山612の60から612の63まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第767号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年7月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県糸魚川市大字山本字赤滝173、174の1、174の2、175の1、175の2、175の4、179の1、179の2、180の1、180の2、181の1、181の2、182、183、183の子、184から191まで、大字西川原字赤瀧854の1、854の2、字セドノ平854の3、854の4
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第768号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年7月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県南魚沼市舞台字家之下57、57の1、58、58の子、字杓子沢749の4、749の16から749の18まで、畔地字炭釜926
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第769号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北蒲原郡聖籠町の聖籠土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成30年7月10日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 就 任

理事	北蒲原郡聖籠町大字藤寄261番地		渡邊 昇 (理事長)
〃	〃	聖籠町大字蓮野4718番地	新保 信一
〃	〃	聖籠町大字真野1537番地	高橋 健策
〃	〃	聖籠町大字蓮瀧2553番地	伊藤 久雄

// // 聖籠町大字山倉260番地 1 阿部 哲明
 // // 聖籠町大字三賀841番地 小林八寿夫
 監事 北蒲原郡聖籠町大字大夫915番地 駒澤 一男
 // // 聖籠町大字大夫興野2349番地 新保 昭治
 就任年月日 平成30年6月26日

2 退任

理事 北蒲原郡聖籠町大字藤寄261番地 渡邊 昇
 (理事長)
 // // 聖籠町大字蓮野4718番地 新保 信一
 // // 聖籠町大字真野1537番地 高橋 健策
 // // 聖籠町大字蓮瀧2553番地 伊藤 久雄
 // // 聖籠町大字山倉260番地 1 阿部 哲明
 // // 聖籠町大字三賀841番地 小林八寿夫
 監事 北蒲原郡聖籠町大字丸瀧397番地 神田 勝
 // // 聖籠町大字蓮野1050番地 加藤 義光
 退任年月日 平成30年6月25日

◎新潟県告示第770号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、長岡市の本与板土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成30年7月10日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

理事 長岡市与板町本与板2902番地 高橋 正徳
 (理事長)
 // // 与板町本与板3299番地 丸山 政俊
 // // 与板町本与板2280番地 山崎 新作
 // // 与板町本与板2140番地 宮島 伸一
 // // 与板町本与板3478番地 1 吉荒 光雄
 監事 // 与板町本与板2560番地 高橋 芳喜
 // // 与板町本与板2273番地 石黒 鉄義
 就任年月日 平成30年6月18日

2 退任

理事 長岡市与板町本与板2902番地 高橋 正徳
 (理事長)
 // // 与板町本与板3299番地 丸山 政俊
 // // 与板町本与板2140番地 宮島 伸一
 // // 与板町本与板2280番地 山崎 新作
 // // 与板町本与板2081番地 山崎 甚一
 // // 与板町本与板3478番地 1 吉荒 光雄
 監事 // 与板町本与板2560番地 高橋 芳喜
 // // 与板町本与板2273番地 石黒 鉄義
 退任年月日 平成30年6月17日

◎新潟県告示第771号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、小千谷市の小千谷土地改良区から次のとおり役員が住所が変更した旨の届出があった。

平成30年7月10日

新潟県長岡地域振興局長

1 変更前

監事 小千谷市片貝町788番地乙 神林 晃

2 変更後

監事 小千谷市片貝町787番地 神林 晃

◎新潟県告示第772号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の谷浜土地改良区の定款の変更を平成30年6月28日認可した。

平成30年7月10日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第773号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成25年1月18日新潟県告示第65号）の指定を解除する。

平成30年7月10日

新潟県知事 花角 英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芦ヶ崎(2)地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第774号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成25年1月25日新潟県告示第93号）の指定を解除する。

平成30年7月10日

新潟県知事 花角 英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
漆島沢地区	十日町市伊達戊	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第775号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成25年1月18日新潟県告示第64号）を次のとおり解除する。

平成30年7月10日

新潟県知事 花角 英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

芦ヶ崎(2)地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
----------	--------------	---------	---------

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第776号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成25年1月25日新潟県告示第92号）を次のとおり解除する。

平成30年7月10日

新潟県知事 花角英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
漆島沢地区	十日町市伊達戊	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第777号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年7月10日

新潟県知事 花角英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芦ヶ崎(2)地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
漆島沢地区	十日町市伊達戊	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第778号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年7月10日

新潟県知事 花角英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芦ヶ崎(2)地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について（公告）

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成30年7月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 試験日時

平成30年10月27日（土）

午後1時20分から2時40分まで

2 試験会場

新潟市西区五十嵐2の町8050番地

新潟大学 工学部

3 試験の種類

(1) 一般

毒物劇物の全品目を取り扱う責任者

(2) 農業用品目

農業上必要な毒物又は劇物のみの販売業に係る責任者

(3) 特定品目

限定された毒物又は劇物のみの販売業に係る責任者

4 試験の内容

試験科目は次に掲げるものとし、試験の方法は筆記方式とする。

(1) 毒物及び劇物に関する法規

(2) 基礎化学

(3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法（特定品目は劇物のみ）

(4) 毒物及び劇物の識別及び取扱方法（特定品目は劇物のみ）

5 受験資格

年齢、学歴、経験等は問わない。

6 受験願書等の交付

(1) 受験願書等は、平成30年7月18日（水）から新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉（環境）部及び新潟市保健所で交付する。郵送による交付も行うが、締切りは8月22日（水）までの必着分とする。

(2) 受験願書提出後の試験の種類の変更は認めない。

7 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験願書データ

ウ 写真

出願前6か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きのパスポートサイズ（4.5cm×3.5cm）のものを写真用台紙に貼り、必要事項を記入する。

エ 受験票

(2) 受験手数料

10,500円を新潟県収入証紙により納付する。（新潟県収入証紙は受験願書に貼り、消印はしないこと。）

一旦納付した手数料は、返還しない。

(3) 受験願書の受付期間

平成30年8月8日（水）から8月29日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、郵送による場合は書留とし、8月29日（水）の消印まで有効とする。

(4) 受験願書の受付場所

新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉（環境）部及び新潟市保健所

8 受験票の送付

受験願書を受理した後、後日、受験票（はがき）を受験者宛に送付する。

9 試験当日の諸注意等

- (1) 試験当日、受験者は試験会場の構内には駐車できない。公共交通機関等を利用すること。
- (2) 試験方法は筆記方式（マークシート）によるので、HB又はBの鉛筆及び消しゴムを必ず持参すること。

10 合格発表及び合格証の交付

(1) 合格発表

平成30年11月27日（火）午前9時に新潟県庁1階広報展示室前掲示板、各地域振興局健康福祉（環境）部、新潟市保健所及び県のホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/>)において、合格者の受験番号を発表する。

(2) 合格証の交付

合格証は、平成30年11月27日（火）午前9時以降、受験願書を提出した場所で交付する。

11 試験結果の開示

受験者本人から試験結果について口頭による開示請求があった場合、次により開示する。

(1) 開示する項目

科目別得点、総合得点

(2) 開示請求の受付期間

平成30年11月27日（火）から12月26日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3) 開示請求の受付場所

受験願書を提出した場所（ただし、新潟県福祉保健部医務薬事課においては、全受験者の開示請求を受け付ける。）

12 その他の留意事項

- (1) 試験についての講習会は、県では実施しない。
- (2) 試験についての問合せは、新潟県福祉保健部医務薬事課にすること。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、呼吸機能測定装置システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年7月10日

新潟県立吉田病院長 須田 武保

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

呼吸機能測定装置システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年11月28日（水）

(4) 納入場所

新潟県立吉田病院 検査科（生理検査室）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれら

の者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院 経営課

電話番号 0256-92-5111 内線413

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成30年7月24日(火)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年7月30日(月)午前11時00分

新潟県立吉田病院 講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、全自動血液培養・抗酸菌培養検査装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年7月10日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

全自動血液培養・抗酸菌培養検査装置 一式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年10月31日(水)

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線115

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年7月20日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年7月23日(月)午前10時30分

新潟県立十日町病院 新外来棟3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第10号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年7月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表第4 （第43条関係）					別表第4 （第43条関係）				
1（略）					1（略）				
候補者届出政党の届出候補者の数	テレビジョン放送	ラジオ放送			候補者届出政党の届出候補者の数	テレビジョン放送	ラジオ放送		
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数		基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
1人又は2人	<u>株式会社新潟放送</u>	1	—	—	1人又は2人	<u>株式会社テレビ新潟放送網</u>	1	—	—
	株式会社新潟総合テレビ	1				株式会社新潟テレビ二十一	1		
3人から5人まで	<u>株式会社新潟放送</u>	1	株式会社新潟放送	1	3人から5人まで	<u>株式会社テレビ新潟放送網</u>	1	株式会社新潟放送	1
	株式会社新潟総合テレビ	1				株式会社新潟テレビ二十一	1		
6人	<u>株式会社新潟放送</u>	2	株式会社新潟放送	2	6人	<u>株式会社テレビ新潟放送網</u>	2	株式会社新潟放送	2
	株式会社新潟総合テレビ	2				株式会社新潟テレビ二十一	2		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。